

中・東欧諸国における事業環境の変化

～ 主な投資優遇措置の概要 ～

(ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、
エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ブルガリア)

在中・東欧、北欧事務所

EU加盟交渉において、欧州委員会は進出企業に対する総投資額の50%を超える財政支援は、公正な競争を阻害すると主張し、是正を求めた。このため、すでに付与していた投資インセンティブの取り扱いの変更を迫られた国もある。本レポートでは、EU新規加盟国もしくは加盟候補国である中・東欧諸国について、進出企業もしくは進出を検討している企業の戦略に大きな影響を与える投資優遇措置の変更点など主な外資優遇策の概要を整理した。

ポーランド

1. 現在（2001年以降に進出した企業）の投資優遇措置

現在の投資優遇措置は、ポーランド全土に適用される優遇措置（投資支援法：2002年5月19日施行）と、地域振興のために指定された全国15カ所の特別経済区（SEZ：Special Economic Zone）において、より有利な条件で受けられる優遇措置（経済活動法：2001年1月1日施行）がある。いずれもEUの基準に適合したものであり、ポーランドのEU加盟後も有効。

国や自治体などの公的補助額の合計は、優遇措置対象額の50%（中小企業は65%、クラコフテクノロジーパークについては大企業40%、中小企業55%）までとなっている。

なお、中小企業の定義は経済活動法に基づく。小企業は従業員50人以下で、初年度収入700万ユーロ以下または総資産500万ユーロ以下、中企業は従業員250人以下で、初年度収入4,000万ユーロ以下または総資産が2,700万ユーロ以下の企業。また、中企業、小企業ともに、株式あるいは議決権の25%以上を他者に保有されていないことが条件となる。

（1）ポーランド全土に適用される優遇措置

< 優遇措置 >

投資支出への補助：投資額の25%までの補助金（クラコフ、ヴロツワフ、グダニスク、グディニア、ソポットについては20%まで、ワルシャワ、ポズナンは15%まで）。

雇用への補助：新規雇用1人当たり最大4,000ユーロの補助。ただし、補助の総額は新規雇用の2年間の労働費用の50%を上回らないものとする。

職業訓練に対する補助：従業員のトレーニング費用1人当たり最大1,150ユーロの補助。

インフラ整備への補助：新規投資に関するインフラ整備に対して補助。

< 優遇措置を受ける条件 >

1,000万ユーロ以上の投資。

投資が企業の発展・近代化をもたらし、100人以上の雇用を5年以上維持する場合は50万ユーロ以上の投資。

20人以上の新規雇用を創出し、かつその雇用を5年以上保障する投資。

新技術導入に関する投資

環境に優しい技術導入に関する投資

(2) 特別経済区における優遇措置

< 優遇措置 >

総投資額の 50% (中小企業は 65%、クラコフテクノロジーパークは大企業 40%、中小企業 55%) までの法人税の減免措置。

地方自治体による不動産税の免税 (自治体による)。

職業訓練に関する補助金。

雇用創出に対する補助金。

< 優遇措置を受ける条件 >

SEZ における 10 万ユーロ以上の投資、かつ 5 年間の事業活動を行うもの。

2. SEZ に 2000 年末までに進出した企業に対する投資優遇措置の取り扱い

EU 加盟交渉に当たり争点となっていた 2000 年末までに SEZ に進出した企業に対する投資優遇措置は条件付きで一部認められることとなった。政府と欧州委員会が合意した内容は以下の通り。

(1) 中小企業の場合

- ・ 小企業：2011 年まで現行の優遇措置を適用
- ・ 中企業：2010 年まで現行の優遇措置を適用

(2) 大企業の場合

- ・ 99 年末までに進出許可を得た企業：投資額の 75% までの公的支援
- ・ 2000 年に進出許可を得た企業：投資額の 50% までの公的支援
- ・ 大企業のうち自動車関連企業：投資額の 30% までの公的支援

なお、公的支援の起算日は、2001 年 1 月 1 日。それ以前に付与していた部分は、考慮しない。

チェコ

1. 現行の投資優遇措置について

89年のビロード革命による体制転換で、当時のクラウス政権（市民民主党、右派）は、主に国民の資金によって民営化を図る「クーポン民営化」政策を実施した。90年代半ば以降、経済の停滞が明らかになり、市民民主党に代わって政権の座についた社会民主党（中道左派）政権は、外資の積極導入に方向転換した。98年4月には、製造業を対象とした投資インセンティブが承認された。2000年5月には、この投資インセンティブを拡充し、手続きを簡素化した投資優遇措置法が施行された。同法は、2002年1月、2003年1月に改正され、適用要件の緩和などが行われ、2002年6月には、政府決定により従来の製造業を対象とした投資インセンティブに加え新たに戦略的サービス、テクノロジーセンターも対象とした優遇措置が導入された。

政府の外資積極導入策により、外国投資の流入が活発化し、企業経営の効率化や生産性の向上、それに伴う輸出の拡大が経済成長を牽引し、97～98年の景気後退を脱し99年以降持続的な成長を続けている。

現行の投資優遇措置は、製造業を対象としたグリーンフィールド投資および合併・買収による投資に適用される。3年以内に3億5,000万コルナ（約1,000万ドル）以上の投資案件（失業率が全国平均より高い特別地域には要件緩和の特例あり）など必要要件を満たし承認された投資プロジェクトには、最大10年間の法人税免除、雇用創出補助金、職業訓練補助金、立地優遇措置などの優遇措置が付与される。なお2003年12月31日、投資インセンティブ改正法が成立した。これにより、インセンティブ適用条件が引き下げられ、投資最低額は3億5,000万コルナから2億コルナに引き下げられる。同改正法は、チェコのEU加盟日（2004年5月1日）に発効する。

政府は2002年6月、戦略的サービス分野（カスタマー・サービス・センター、ソフトウェア開発センター、ITサービスセンターなど）と研究・開発（R&D）などテクノロジーセンターを対象とした投資インセンティブを新たに導入した。最低投資額5,000万コルナ（高失業地域に立地する場合およびソフト開発の場合は最低2,500万コルナ）で、戦略的サービス分野では、最低新規雇用創出数（チェコ永住者）50人、売上の50%以上が輸出向け・投資額の最低25%が自己資本による投資、設備・機械は生産から1年以内のもの、最低5年間の事業活動を維持したもの、テクノロジーセンターでは、最低新規雇用創出数（チェコ永住者）15人、外部委託専門家が社内専門家総数40%未満、売上50%以上が輸出向け、投資額の最低25%が自己資本投資、最低5年間の事業活動維持などの必要要件を満たし承認

されれば、事業活動補助金、職業訓練補助金の交付が受けられる。

申請窓口は、チェコインベスト（外国投資庁）である。投資プロジェクトごとに同庁の担当者が決められ、必要な手続きなどについて助言をしてくれる。申請書受領後は、同庁がプロポーザルを産業貿易省に提出し、同省他、関係省庁の審査を受けることになる。

（投資優遇措置の具体的内容、申請方法については、チェコインベストの Web を参照。
www.czechinvest.org）

2 . EU 競争政策への適合について

チェコの投資優遇措置は、ポーランドやハンガリーに比べ遅れて導入されたこともあり、当初から EU の競争政策に適合したものとなっている。そのため、EU 加盟にあたり現在の投資優遇スキームを大きく変更する必要がなく、既存のインセンティブ適用企業の優遇措置内容が変更されることはない、と政府およびチェコインベストは繰り返し明言している。

優遇措置の申請案件は、インセンティブの供与内容や公的補助金額などについて、チェコ経済競争保護局（The Czech Office for the Protection of Competition）で審査される。同局は公的補助金に関し、予め欧州委員会の競争政策担当にチェックを受けている。投資インセンティブに係る公的補助金（法人税免除額を含む）には、総投資額に対する上限の比率（地域毎に 20～50%）があり、投資インセンティブ適用企業は、補助金などの受け取り総額がその上限に達すると、その時点でインセンティブ適用は終了となる。

3 . 今後の展望

チェコへの外国投資流入額は 2002 年、93 億ドルと過去最高額を記録した。これは国営ガス会社トランスガスの売却など大型民営化案件の成約などによるものであるが、欧州における中・東欧への生産拠点のシフトという動きを背景に、製造業への投資も活発である。

チェコの投資優遇措置が EU 競争政策に適合しているということは、多くの投資家に認知されている。また、インセンティブの内容とともに、その申請窓口であるチェコインベストも投資誘致に優れた実績を挙げており、内外から高く評価されている。これまでに同庁が仲介した投資の累計額は、全体の投資累計額の約 10%を占めている。（ちなみに、同庁が仲介した投資額の国別累計額では、日本がドイツを抜き最大の投資国となっている。）

最大野党である市民民主党は、投資インセンティブに対し批判的である。現クラウス大統領がかつて首相であった時には、投資インセンティブ制度が導入されなかった。現在、市民民主党はより「小さな政府」「自由放任」を主張する傾向にあり、同党によれば、投資インセンティブは自由市場を阻害するものであり、また既存のインセンティブ享受企業は、

例えば法人税の免除期間が終了すれば、さらに東方の国に移転していくであろうと指摘している。

現政権は、議会で野党との議席数の差が1つしかなく、不安定な状態にある。この観点から、チェコの投資優遇措置に関しては、EU加盟による影響はほとんどないものの、国内の政治的な判断により制度を変更したり、縮減したりすることについて何ら制限はないため、今後は政治状況を引き続き注視していく必要がある。

4 . 小泉首相、チェコを訪問

小泉首相が2003年8月20～22日にチェコを訪問し、シュピドラ首相と会談し、日チェコ共同声明が公表された。首脳会談でシュピドラ首相は、「チェコのEU加盟に当たり投資優遇措置は、従来からEU基準に適合しており変更はない」と小泉首相に明言している。また共同声明でチェコ側は、「外国からの投資に影響を及ぼし得る国内法制度の(EU基準への)調整過程においては、透明性と予測可能性を確保すること」(外務省仮訳)を表明している。

総じてチェコのEU加盟は、日本を含む外国投資家にメリットをもたらすものである。2004年5月を境に、投資優遇措置を含め、税制、労働法など多くの国内法が改正され、施行される見込みであり、政府、民間双方にとって法施行や解釈などを巡って混乱も予想される。引き続き、問題点がないかどうか、様々な角度から注視していく必要がある。

(プラハ事務所)

スロバキア

法人税

法人税：19%

2004年1月から法人税・個人所得税（旧5～25%）、付加価値税（VAT）（旧20%または14%）が一律19%になった。

優遇税制：新投資促進法

（概要）（2002年1月施行）

- ・外国資産比率条件を撤廃（外国企業と国内企業を対等に扱う）
- ・法人税100%免税を最長10年間適用。ただし、総投資額の50%（ブラチスラバ地区については20%）を上限とする。

（対象）

- ・製造業やサービス業。事業拡大を目的とした追加投資にも適用。

（最低投資額）

- ・400万スロバキア・コルナ（SKK、約950万ユーロ）。ただし、失業率10%以上の地域は、200万SKK（約475万EUR）。
優遇税制適用には国家補助局の承認が必要。

雇用創出促進補助金

新規雇用1年経過後、分割支給される。新規雇用1人あたり、

- ・失業率30%以上の地域：16万SKKの補助金を助成。
- ・同25%-30%の地域：13万SKK
- ・同20%-25%の地域：10万SKK
- ・同15%-20%の地域：7万SKK
- ・同10%-15%の地域：4万SKK
- ・同10%未満の地域：3万SKK

ただし、最低投資額400万SKK（失業率10%未満の地域）または200万SKK（失業率10%以上の地域）が条件となる。

訓練促進補助金

従業員の訓練のため、1人当たり最大1万SKKを助成。

（ウィーンセンター）

ハンガリー

EU競争政策に適合した新投資優遇制度「スマート・ハンガリー」が2003年年頭から施行されており、それまでの税制優遇措置や助成金の多くが廃止された。

スマート・ハンガリーは、税制優遇措置、助成金、融資の3つの柱で構成されている。各々の助成金には上限が規定されており、助成金以外の国による金銭的援助(税制優遇措置など)と合算した総額にも、EU基準に則った上限(総投資額の50%)が設けられている。

スマート・ハンガリーでは、国による援助の限度額を「援助指数」として規定している。援助指数は、企業の総投資額を分母、投資に適用される税額控除や助成金など国および地方自治体によるすべての金銭的援助の合計額を分子とする割合である。

援助指数は、政令によって地域別および産業別に設定されている。地域別ではブタペストで35%、ペスト県で40%、トランスダヌビア西部で45%、その他の地域で50%と規定されている。また、自動車、鉱業、合成繊維などの産業に対しては、援助指数は低く設定されている。各企業は自社の投資案件に関する援助指数を算出し、これが規定の割合を超えてはならない。

1. 税優遇措置

税制優遇措置は、次の3つに分類できる。

(1) 大規模投資

2003年以降に開始した大規模な投資を対象に一定の税額控除が認められる。税額控除は、投資が行われた年およびその後4年間に認められる。適用の条件は次のとおり。

総投資額が100億フォリント以上(政令によって指定された低開発地域では30億フォリント以上)であること。

新規設備の導入、既存設備の拡張、あるいは製品または製造プロセスに著しく重要な変更をもたらすこと。

次のうちいずれかの規定を満たしていること。

(a) 税額控除適用初年度以降の4事業年度に、各年間平均従業員数が投資開始の前年度に比べて500人以上増加(低開発地域では300人以上増加)していること。

(b) 年間給与額が、税額控除適用会計年度における初日時点の年間最低賃金の1,500倍以上(低開発地域では900倍以上)であること。

(c) 投資関連の支払債務のうち、ハンガリー居住の中小企業に対するものが50%以上で

あること。

投資総額の 50%以上が新規の資産購入に充てられること。

資産の改築・改善費が総投資額の 20%を超えないこと（低開発地域の投資を除く）。

（ 2 ） 環境保全およびインターネット接続サービス

環境保全およびインターネット接続サービスに関わる投資にも税額控除が認められる。適用の条件は、次のとおり。

総投資額が 1 億フォリント以上であること。

新規設備の導入、既存設備の拡張、あるいは製品または製造プロセスに著しく重要な変更をもたらすこと。

投資総額の 50%以上が新規の資産購入に充てられること。

資産の改築・改善費が総投資額の 20%を超えないこと（低開発地域の投資を除く）。

環境保全およびインターネット接続サービス関連の税額控除には、従業員数、給料の増加、あるいは支払債務に関する条件はない。

（ 3 ） 中小企業向け優遇措置

中小企業とみなされるためには一定の条件があり、日系企業の場合に適用されることは少ない。

2 . 助成金

新投資優遇政策の一環として、2003年4月時点では次の助成金が公示されていた。

- ・ 加工業の競争力向上に対する助成金
- ・ 欧州地域企業センター設立に対する助成金
- ・ 近代経営導入に対する助成金
- ・ 物流センター・工業団地のサービス向上に対する助成金
- ・ 新規雇用創出に対する助成金

（ 詳細および必要申請書類は、インターネットで参照、入手することが可能。 ）

3 . 融資

経済・運輸省は2003年、ハンガリー開発銀行との協力で、ハンガリー居住企業の競争力向上を目的とする融資制度「欧州技術向上投資融資プログラム」を設けた。

主な対象分野：省エネルギー、生産効率向上、環境保護、製品完成度向上、労働環境向上、雇用創出など

設立から最低1年以上経過している企業であること。

直近の事業年度の経営成績が損失となっていないこと。

貸付金額は1,000万～15億フォリントで、通貨はフォリントあるいはユーロとなる。貸付利息は、1カ月あるいは3カ月BUBOR / EURIBOR + 最高2.5%、手数料は契約時および年初の元本の0.5%および未使用金額の0.25%。返済期間は4～15年、返済据置期間は最長2年となっている。また、繰上げ返済が可能。

(ブダペスト事務所)

スロベニア

1. 投資インセンティブ

- ・自由貿易区域（コペル、マリポールの2箇所）における法人税は10%（通常25%）。
- ・3年間で100人（低開発区域では50人、R&D部門の場合は20人）を新規雇用した場合は、スロベニア投資促進庁（TIPO）から補助金が交付される。2000年度の事例では、英国系企業TCGユニテック社の進出（5年間で新規雇用450人を計画）に対し、最初の120名の雇用分について約100万ドルの交付実績がある。
- ・失業者の再雇用の場合、地域の雇用局が再教育費の一部を負担する。
- ・有形固定資産（乗用車除く）に投資した場合、最大40%まで課税控除対象となる。
- ・特別減価償却（土地5%、コンピューター50%など）

2. 優遇税制

- ・職業安定所に最低6ヵ月間登録されていた者で初めての求職活動をした者を雇用する納税者(企業)は、最初の2年間は50%、3年目には25%の社会保障料の払い戻しが受けられる。以前に失業していた者で職業安定所に最低12ヵ月間登録されていた者を雇用する納税者は、2年間にわたって社会保障料の50%の払い戻しを受けることができる。
- ・納税者が職業安定所の援助金受給者である50歳以上の者を雇用する場合、最初の3年間は50%、その後毎年25%の社会保障料の払い戻しが受けられる。
- ・職業安定所の援助金受給者を雇用する納税者は、職業安定所からの援助金支給残存期間の2倍の期間中、社会保障料の払い戻しを受けることができる。
- ・小企業(従業員が50人以下)が失業者または以前に人員削減のために解雇された者を再雇用する場合、最初の年に100%、2年目に50%、3年目に25%の払い戻しを受けられる。
- ・従業員（50歳以上の者を除く）を最低2年間雇用し、従業員総数を増加させた納税者は、社会保障料の払い戻しを受けることができる（詳細はスロベニア職安で入手可能）。

なお、スロベニアの投資インセンティブはEU加盟交渉前からEU競争政策に適合したものとなっており、EU加盟交渉を通じて変更になった点はない。

（ウィーンセンター）

エストニア

1. 利益再投資非課税制度

EU加盟交渉において、課税対象の利益が再投資に回される分について、法人税(26%)の免除が加盟後も継続されることになった。この利益再投資非課税制度は、2001年1月から対内投資の促進を目的に導入されたもので、これにより対内直接投資は急増し、現在では再投資分が全体の約4割を占めるに至っている。プロディ欧州委員会委員長は2002年3月、他の加盟国に比べ投資誘致が不当に有利になるとして、同制度撤廃を要求した。カッラス首相(当時)は、経済成長のために加盟後も維持することを強く主張し、最終的にEU側もこれを認め、同制度は少なくとも2008年末までは維持されることになった。

エストニアでは10%を超える高失業率が最大の内政課題となっており、対内投資誘致は、雇用の創出や堅調な中長期的経済成長のシナリオに不可欠である。2009年以降の見通しは、現段階では不透明であるが、投資庁ヴィールグ長官は「競争力のカギとなる同税制は失ってはならないもの」と述べている。

2. その他の制度関連

(1) EU域外関税・輸入割当

- ・日本など域外からの輸入にEU共通関税賦課
- ・ロシア側二重関税撤廃(95年以降、特定エストニア物品に一般税率の2倍の関税が課されていた問題は解消)。ただし、ロシアはWTO未加盟につき通常より高い一般税率適用となってしまう(特に中古自動車など)。
- ・鉄鋼など一部品目にEUの輸入割当導入

(2) 海上免税販売の廃止

- ・タリン - ヘルシンキ間をはじめとする旅客船内免税販売の廃止(2004年)

(3) ユーロ導入の可能性

- ・国民投票後、2006年導入を目指して準備(クラフト中央銀行総裁)
- ・現在既に固定レートでリンク(1ユーロ=15.65エストニア・クローン)

(4) 外国人在留ビザ手続きの改正(2003年5月施行)

- ・労働許可を伴う在留許可(6ヵ月間に90日以上滞在する者)については申請時に「収入証明」(申請前6ヵ月間の合法的収入(給与など)が、エストニア平均月収の18倍以上(注)の収入があることが条件)や「保険証券」(在留ビザ有効期間中の医療費などに適用される保険に加入していることを示すもの)書類が必要。さらに在留ビザ申請書類提出に先立ち予め労働当局(Labour Market Board)からの許可取得が必要。

- ・ 労働許可では外国人の雇用について審査が行われ、手続きに約2ヵ月はかかる。

(注) 2003年第1四半期の平均月収が6,333EEK=約56,000円程度であるので、過去6ヵ月で概ね100万円以上、月給換算で17万円程度。ただし、同国の平均賃金は年率10%以上のペースで上昇中

(ヘルシンキ事務所)

ラトビア

外国直接投資法

外国投資に関する規定は「外国直接投資法」(91年11月5日制定)で定められている。同法の理念は、外国企業に、内国企業と同等の義務と権利を保障するものである。ラトビアでは、投資実行時に適用されていた同国の法律が投資家にとって不利に改正された場合、投資実行時から10年間は投資家にとって有利だった法律が適用され続けることになっている。

資本取引

外国投資家は、国内外への資本取引を規制・許認可なく、行うことができる。つまり、所定の課税分支払い後に、利益の本国への送金および投資の本国への引き揚げが可能である。

法人税

- ・「法人所得税法」で22%と定められている。2004年中に15%まで税率の引き下げが行われる予定(配当、著作権料などを除く)。
- ・「支援投資プロジェクト」として内閣に承認されたプロジェクトは、法人所得税の40%減税措置を受けることができる。ただし、投資1,000万ラツツ(1ラツツ=約200.4円)超の規模で、3年以内に実施されることが条件となっている。
- ・ハイテク製品、ハードウェア・ソフトウェアの製造企業は、法人所得税の30%減税措置を受けることができる。ただし、企業の製品の75%がこれらの分野であって、ISO9000、ISO9001、ISO9002、GMPなどを有することが条件となっている。
- ・次の条件を満たす場合、中小企業に対して法人所得税の20%減税措置が許可される。
 - 固定資産の登記価値が7万ラツツ(約11万8,500米ドル)を超えないこと
 - 純売上高が20万ラツツ(約33万9,000米ドル)を超えないこと
 - 従業員数が課税期間中平均25人を超えないこと
- ・課税所得を算出する際、国家農業補助金やEU農業補助金、地域開発補助金の分を企業の利益から差し引くことができる。
- ・従業員の研修にかかる費用を、企業のコストに含めることができる。
- ・支払い義務となっている社会保険料が徐々に軽減されている。2003年の税率は33%で(2002年は35%)、2003年1月1日より雇用主は24%を負担し、残りの9%は被雇用者負担である。

その他

- ・ラトビアには4つの経済特区(ヴェンツピルス自由港、リガ自由港、リエパヤ特別経済ゾーン、レゼクネ特別経済ゾーン)がある。経済特区においては諸税の大幅軽減措置がとられている。
- ・「商業活動援助コントロール法」(2003年1月1日施行)により、企業は国から次の援助を受けることができる。EU加盟後は、EU構造基金によってカバーされる。
 - 新規雇用を創出する投資への地域補助金(初期投資の25%補助)
 - 研究成果を公共に提供、利用可能という条件での科学技術分野における基礎研究への補助(100%まで可能)
 - 産業に応用できる基礎研究、およびその工業化への補助(100%まで可能)
 - 環境保護援助、環境対策費用補助(30%まで)
 - 省エネルギーのためのコストへの補助(40%まで)
 - 中小企業のためのコンサルテーション費用、国際展示事業参加補助(50%まで)
 - 企業競争力の向上に必要なリストラ費用補助
- ・外国投資家協議会(FICIL)が設立され、外資系企業による政府への意見・要望申し入れなどを行っている。

(ストックホルム事務所)

リトアニア

リトアニアの外資優遇策は、基本的に EU 競争政策に適合している。EU 加盟交渉で唯一問題となったのは、自由経済区(Free Economic Zone、FEZ)内における外資優遇策である。政府は、「自由経済区基本法」(Law on the fundamentals of free economic zones、法律番号 I-976、95 年 6 月 28 日制定)を、2001 年 12 月 18 日に改定した。この改定では、第 15 条に第 9 項「第 15 条の第 2 項から第 7 項に定められている経済的な政府援助は、「企業への政府援助についての監視法」に違反しない限り有効である」を新たに加え対応した。この「企業への政府援助についての監視法」(Law on monitoring of state aid to undertakings、法律番号 VIII-1689、2000 年 5 月 18 日制定)は、リトアニア公正取引委員会が政府援助について EU 法に準拠するものかどうかを決定すると定めている。EU 加盟後も、FEZ は次の制約のもと、継続されることになっている。

現行の投資優遇措置の概要は、次のとおり。外国投資家と国内投資家の待遇の差は一部を除いてない。

FEZにおける投資優遇措置

土地税免除

不動産税免除

関税免除

法人所得税（海外投資家のみ）免除または減免

海外投資家が FEZ 内に企業を設立または FEZ 内企業株式の 30%以上を購入した場合、法人所得税が最初 5 年間 80%減免、その後 5 年間 50%減免される。

その投資額が、100 万米ドル以上の場合については、法人所得税が最初 5 年間免除、その後 10 年間減免される。

必要な設備の取得、新技術の開発、再投資に使用された企業利益は、課税対象所得とみなされない。

配当金は非課税（海外投資家のみ）

戦略的投資家に対する投資優遇措置

本措置は、2003 年 6 月 24 日の投資法の改正により、新規の投資家には適用しないこと

になった。しかし既にこの措置により優遇措置を享受する企業は、適用継続が可能となる。投資額が2億リタスを超え、その他の条件を満たす投資家は、政府と交渉を行い、投資優遇措置を受けることができた。98年から3年間の間は、税制面の優遇措置があったが、それ以降は税制面以外で、該当企業の活動内容・状況に適応した優遇措置を与えていた。

小企業に対する税制優遇措置

従業員数が10人未満で、経常利益が前年50万リタス未満の企業に対しては、現行の法人所得税率15%を、13%へ減免。

農業関連企業に関する税制優遇措置

農産物を生産または、農業関連のサービスを提供する法人で、その分野からの売上が50%を超える場合、法人所得税は免除される。

(コペンハーゲン事務所)

ルーマニア

1. 経済活性化のための外国投資促進法（2001年6月29日332号法律）

90年から2000年にかけて、頻繁に法律が変更されたり、法律と政令間の矛盾（投資額が100ドルの場合と100万ドルの場合で同じインセンティブを付与するなど）が見られたりしたが、外国直接投資促進のための確固とした法律として「経済活性化のための外国投資促進法」（2001年6月29日332号法律）が制定された。100万ドル以上の直接投資に関して以下の優遇措置を付与する。

- ・利益の海外送金額は無制限
- ・設備の輸入関税の免税
- ・操業開始翌月の25日まで付加価値税（VAT、19%）の支払を延期
- ・投資額の20%分の税控除（2002年414号法により2004年12月31日まで有効）
- ・損失の計上を5年まで繰越し可能
- ・加速減価償却が可能（2002年414号法により2004年12月31日以降はすべての投資に与えられる一般的なインセンティブになる）

2. 工業団地法（No.134/2000）

工業団地設置の対象地域は全国となっており、首都ブカレスト、ティミショアラ、クライオバ、トゥルグジウなどの都市が対象となる予定。なお、工業団地法はIT関連産業の集積と発展を目的としたITパークの設置にも適用される。

(1) 優遇措置

- ・必要な機械、プラント、設備、機器、農業機械およびその他の減価償却できる物品などの輸入関税およびVATの免除。
- ・設備の建築、修理および維持に必要な原材料、部品などの輸入関税、VATの免除。
- ・工業団地進出後5年間、留保分の利益を技術近代化、工業インフラの発展などへの投資に向ける場合の法人税の免除。
- ・団地内のインフラに必要な投資資金の25%はPHARE（EUによる構造改革向けの融資）などの基金から融資が提供される。ただし、融資資金の上限を外国の融資供与元が決定する場合は、その決定に従う。

- ・最大 5 年間の地方税減税措置。
- ・全製品を輸出に向ける企業は、自由貿易地域指定を受けることができる。

(2)工業団地設置の条件

- ・工業団地設置の提案および運営は商工会議所などの団体、ルーマニアで登録されている企業が行う。設置の許可は、提案提出後 90 日以内に、地方自治体により与えられる。
- ・工業団地は最低 25 年間所有しなければならない。また、所有条件として、団地内には最低 5 法人あること（これを趣意書や契約書で証明する）3 年以内に最低 300 人の雇用を創出することが必要である。このほか、環境保護規定への適合に関する報告書の提出などが義務づけられている。

3. 特定地域振興法 (No.24/1998)

(1)優遇措置

- ・工場設備・輸入原料・予備部品・機械部品の輸入関税免除。
- ・使用する設備・機械・輸送機器などの VAT 免除。
- ・特定地域として扱う期間（3～10 年）内における法人税免除。
- ・投資対象の土地が農業およびその他の使用目的から転用された場合、その転用のための地方自治体により課される土地転用税の免除。
- ・完成品製造、輸出振興などの事業に、政府特別開発基金から援助資金を付与。

(2)特定地域の定義

- ・ある産業で賃金労働者の半数以上が生計を立てている地域（例：炭鉱地域など）。
- ・企業の清算やリストラなどにより労働人口の 4 分の 1 以上が失業者となった地域。
- ・失業率が全国平均より 30%以上高い地域。
- ・古いインフラにより交通が不便な地域。

特定地域：ジウルイ渓谷、バイア・マーレ、アプセニ、モトゥル・ロビナリなど。

4. 自由貿易区 (No.84/1992)

優遇措置

- ・法人税、物品税、VAT の免除
- ・自由貿易区間の関税免除

自由貿易区：スリナ、南コンスタンツァ、バサラビ、ガラチ、シルジウ、ブライラ、クル
ティチ

5 . 中小企業のための優遇措置 (No.76/2000)

- ・ 新規投資の場合、投資額の 10%相当の資金を政府が融資する。
- ・ 従業員の給与の 12 ヶ月分を一括払いする場合、次年度 12 ヶ月分の給与税を 1 ヶ月分免除する。

中小企業の定義：従業員 250 人未満、毎年の売上高 800 万ユーロまでなど

(ブカレスト事務所)

ブルガリア

ブルガリアでは、「法人税法」と「付加価値税法」の枠組みにおいて、それぞれ一定の条件を満たした場合に、法人税、付加価値税の減免措置が適用されている。政府はこのほか、外国直接投資を積極的に誘致するため、「産業特区投資促進法（仮称）」を準備中である。同法案は、経済省と外国投資庁が主体となって作成され、2003年6月末時点で第4草稿が作成されている。5月初め、ヴァシレフ経済相（当時）は「第3草稿の段階で、この法案はEU法に適合し、「競争政策」分野での交渉を終了させるための条件を満たしていることが確認されている」とコメントしている。法案は最終的に閣僚評議会の承認を得て、国会審議に付される。

1. 法人税法

製造業企業は、次のすべての条件が満たされた場合において法人税が免除される。

- (1) 当該企業の生産設備が、前年における国内平均失業率を50%以上上回る高失業率自治体に位置すること。なお、財務省は2002年、全国278の自治体のうち約100を高失業率自治体に指定した。
- (2) 労働協約の下に雇用した年間平均従業員数の80%以上が、高失業率自治体に居住していること。
- (3) 免除措置の対象となる暦年において、いかなる税金・社会保険負担の未払い（およびそれらの利子負担）も、当該企業に存在しないこと。

なお、法人税免除措置は、「免除額が確定された翌暦年における生産活動に必要な資産取得のための支出、もしくは、労働協約下に雇用された従業員への給与支払いのための支出を、一種の留保金扱いとなっている免除相当額から取り崩す」形で実現される。

また、失業率の改善により、財務省が高失業率自治体の指定から外れた場合でも、最初の認定から5年間は、法人税の免除措置を受けることができる。

2. 付加価値税（VAT）法

VAT法における、投資プロジェクトにかかわる輸入資本財に対するVAT（税率20%）の免除措置は、次の条件をすべて満たした場合に、財務相によって認定される。

- (1) プロジェクト期間が2年を超えないこと。

- (2) 投資額が 1,000 万レバ以上で、払い込みが 2 年以内に終了すること。
- (3) 50 人を超える新規雇用を創出すること。
- (4) 投資者にプロジェクトの維持管理能力が認められること。

この規定は 2003 年 1 月 1 日に発効している。適用事例は、次のとおり。

- ・ギリシアの VioHalko (金属) が、子会社であるソフィア金属に対して総額 8,870 万ユーロの投資プロジェクトを実施、その一部である 3,500 万ユーロ相当の機械設備の輸入にかかる VAT (2003 年 2 月)
- ・プレヴェンのドルジバ (ガラス) の新規製造ライン設備 (3,455 万レバ) の輸入にかかる VAT (2003 年 3 月)

3 . 産業特区投資促進法

「産業特区投資促進法 : Act on Promotion of Investment in Certain Industrial Regions(仮称)」の要点は、次のとおり。

- ・ 「産業特区」は国内全域を対象とし、企業による個別申請に基づき政府が認定する。
 - ・ 国防、鉄鋼、石炭、自動車、および農業部門への投資は、適用範囲外とする。
 - ・ 「産業特区」への 1,000 万レバ以上の投資を対象とし、次の 6 つの優遇措置が適用される。
- (1) 10 年間の法人税 50% 免除。ただし、この措置に限り、すでに法人税法の枠組みで免除が認められている高失業率の自治体のみが適用対象となる。
 - (2) 生産投資への融資に対する国家債務保証。
 - (3) 10 年間にわたり従業員に対する社会保障負担の 30% を減免。
 - (4) 建設許可もしくは 10 年間にわたる無償の土地・建物使用権の付与。
 - (5) 固定資産の加速償却。

なお、助成金は総投資額の 50% を超えてはならない。また、助成金の交付に際しては、自由競争保護委員会の承認が必要となる。

(ウィーンセンター)